

諸規程、規則等

新潟医療福祉大学授業科目の種類・単位数及び履修方法等に関する規程

(趣 旨)

第1条 この規定は、新潟医療福祉大学（以下「本学」という。）学則第33条に規定する授業科目の種類・単位数及び履修方法等に関して、必要な事項を定める。

(定 義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 履修 本学の開講する授業科目を受講し、試験に合格した場合、所定の単位を与えるものをいう。
- (2) 聴講 開講する授業科目の全部又は一部を受講し、試験に合格しても、単位は認定しないものをいう。

(授業科目の種類)

第3条 本学における各学科の授業科目の種類は、必修科目、選択科目、自由科目とし、次の各号に定めるところにより区分する。

- (1) 必修科目とは、学科の開講授業科目のうち、必ず履修しなければならない科目であり、卒業要件を満たすために必要となる科目である。
- (2) 選択科目とは、学科の開講授業科目のうち、別に定める科目・単位表に基づき、選択して履修しなければならない科目であり、卒業要件を満たすために必要となる科目である。
- (3) 自由科目とは、学科の開講授業科目のうち、自由に履修することができる科目であり、卒業要件を満たすために必要となる科目ではない科目である。

(授業科目の名称、配当年次、単位数等)

第4条 本学の教育課程における授業科目の名称、配当年次、単位数及び時間数は別記の科目・単位表のとおりとする。

(所属学科以外の授業履修許可)

第5条 所属学科以外の学科が開講する授業科目の中から、特定の授業科目の履修を希望する者があるときは、その授業科目を開講する学科に在籍する学生の履修の妨げにならない限り、担当教員の判断により、履修を許可することができる。

2 前項により履修できる授業科目は、演習、実習及び実技を伴う科目を除く講義科目とする。

(所属学科以外の授業履修手続)

第6条 前条第1項により履修を希望する者は、所定の他学科開講科目履修願書を提出しなければならない。

(所属学科以外の授業履修による単位認定)

第7条 所属学科以外の学科が開講する授業科目を履修した者は、履修した授業科目の試験を受けるものとする。

2 前項の試験に合格したものは、授業科目所定の単位を与える。

3 所属学科以外の学科が開講する授業科目の単位は、所属学科の教育課程における授業科目の単位としての換算又は認定は行わない。

(所属学科以外の授業聴講許可)

第8条 所属学科以外の学科が開講する授業科目の中から、特定の授業科目の全部又は一部の聴講を希望する者があるときは、その授業科目を開講する学科に在籍する学生の履修の妨げにならない限り、担当教員の判断により、聴講を許可することができる。

2 前項により聴講できる授業科目は、演習、実習及び実技を伴う科目を除く講義科目とする。

(所属学科以外の授業聴講手続)

第9条 前条第1項により聴講を希望する者は、所定の他学科開講科目聴講願書を提出しなければならない。

(所属学科以外の授業聴講による試験)

第10条 所属学科以外の学科が開講する授業科目を聴講した者は、聴講した授業科目について、願い出て試験を受けることができる。

2 前項の試験に合格したものには、希望により合格証明書を発行する。

(改 廃)

第11条 この規程の改廃は、総務会の議を経て学長が行う。

附 則

この規程は、平成14年7月17日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

新潟医療福祉大学授業科目の履修の認定、試験及び成績評価に関する細則

(趣 旨)

第1条 この細則は、新潟医療福祉大学学則第25条に規定する授業科目の履修及び試験並びに第32条に規定する成績の評価に関する必要な事項を定める。

(履修の認定)

第2条 授業科目を履修し、その試験に合格した学生には、当該授業科目の履修を認定し、所定の単位を与える。

2 演習、実習及び実技については、平常の学修の成績及び出席状況等に基づいて履修を認定し、所定の単位を与えることができる。

3 学外実習科目については、別に学科の定めるところにより履修を認定し、所定の単位を与えることができる。

(試験の種類)

第3条 試験は、定期試験、追試験及び再試験とする。

(定期試験)

第4条 定期試験とは、履修した科目の授業が終了する学期の中間又は学期末の試験期間に行う試験をいう。

2 定期試験の実施日時は、試験期間初日の2週間前までに一括して公示する。

3 教育上有益と認めるときは、授業科目の平常の学修の成績又は授業科目担当教員が提出させたレポート等の成績等をもって、定期試験に代えることができる。

4 定期試験の結果及び前項の成績の結果は、合格、要再試験、不合格の三段階で公示する。

5 定期試験の結果には、必要に応じ授業科目の平常の学習の成績、出席状況及び授業科目担当教員が提出させたレポート等の成績等を加味することができる。

(追試験)

第5条 追試験とは、病気、その他やむを得ない理由によって授業科目の定期試験を受けることができなかった学生に対して、当該授業科目について行わなければならない試験をいう。

2 追試験を受験しようとする学生は、所属学科の教員に理由を説明して許可を得た上で、所定の受験申請書を速やかに教務委員会に提出しなければならない。なお所属学科の教員は、正当な理由である場合は必ず許可するものとする。

3 教務委員会は、授業科目担当教員と協議した上で、追試験の実施日時を公示するとともに、申請者に通知する。

4 教育上有益と認めるときは、科目担当教員が新たに提出させるレポート等の成績等をもって、追試験に代えることができる。

5 追試験の結果、及び前項の成績の結果は、合格、要再試験、不合格の三段階で公示する。

6 追試験の結果には、必要に応じ授業科目の平常の学習の成績、出席状況及び授業科目担当教員が提出させたレポート等の成績等を加味することができる。

(再試験)

第6条 再試験とは、定期試験、追試験、第4条第3項で定める成績又は第5条第4項で定める成績の結果において、要再試験とされた授業科目がある学生に対して、当該授業科目について、改めて行う試験をいう。

2 要再試験とされた学生に対する再試験の実施日時は、原則として実施日の7日前までに公示する。ただし、公示日は大学休業期間中とならないこととし、再試験を次学期以降に行う場合には、学期の末日までに公示する。

- 3 教育上有益と認めるときは、授業科目担当教員が新たに提出させるレポート等の成績等をもって、再試験に代えることができる。
- 4 再試験の結果及び前項の成績の結果は、合格、要再試験、不合格の三段階で公示する。
(受験資格)

第7条 次の各号に該当する学生は、履修登録した授業科目の受験を認めないことがある

- (1) 授業料を滞納している者
(2) 授業の出席時間数が、授業の総時間数の3分の2未満の者
(成績評価)

第8条 成績評価は、授業科目の担当教員が行う。

- 2 定期試験、追試験、第4条第3項で定める成績、及び第5条第4項で定める成績は、100点を上限として、再試験及び第6条第3項で定める成績は60点を上限として採点し、評価区分を学籍簿に記録することとし、点数と評価区分の対応は以下のとおりとする。

- (1) 平成16年度以降の入学生

点数区分	評価区分	単位認定
100～90点	A+	合格
89～80点	A	合格
79～70点	B	合格
69～60点	C	合格
59～0点	D	不合格

- (2) 平成16年度以前の入学生

点数区分	評価区分	単位認定
100～80点	A	合格
79～70点	B	合格
69～60点	C	合格
59～0点	D	不合格

- 3 点数が59点以下の場合、要再試験として評価区分の確定を保留し、再試験の成績によって評価区分を決定することができる。
- 4 正当な理由なく再試験を受けなかった学生の成績は、0点とし、評価区分はDとする。
(成績評価の報告)

第9条 授業科目担当教員は指定の期日までに、試験の成績と評価区分を所定の用紙に記入し、当該学科長の確認を経なければならない。

- 2 学科長は学長の求めに応じて報告しなければならない。

(不正行為に対する罰則)

第10条 試験において不正行為を行った学生に対しては、当該授業科目又は当該学期の全履修科目の評価区分をDとした上で、学則第46条の規定に基づいて懲戒する。

(学外実習に対する罰則)

第11条 学外実習において情報倫理に反する行為を行った学生に対しては、当該学外実習科目又は当該学期の全履修科目の評価区分をDとした上で、学則第46条の規定に基づいて懲戒する。

(補 則)

第12条 この細則に定めるもののほか、試験実施等に必要な事項は教務委員会が別に定める。

(改 廢)

第13条 この細則の改廢は、総務会の議を経て学長が行う。

附 則

この細則は、平成13年7月18日から施行する。

附 則

この細則は、平成16年3月17日から施行する。

附 則

この細則は、平成17年9月28日から施行する。

附 則

この細則は、平成22年1月20日から施行する。

附 則

この細則は、平成25年12月4日から施行する。

附 則

この細則は、平成27年4月1日から施行する。

新潟医療福祉大学第1年次入学者及び3年次編入学者の 既修得単位等の認定に関する細則

(趣 旨)

第1条 この細則は、新潟医療福祉大学学則第20条の2に既定する3年次編入学生の既修得単位の認定及び第29条に規定する既修得単位等の認定に関する必要な手続等を定める。

(認定の条件)

第2条 入学前の既修得単位等の認定は、その内容が本学における授業科目と同等と認められる場合に、本学における授業科目の単位数の範囲内で行うことができる。

(認定申請の手続)

第3条 既修得単位等の認定を受けようとする学生は、本学における授業科目の内容を授業概要等で確認し、所属学科の教務委員担当教員に相談した上で、次の番号の書類を入学した年度の4月末日までに学長に提出しなければならない。

(1) 他大学等において修得した単位等による単位認定申請書(別記様式による。)

(2) 成績証明書

(3) 既修得単位等の概要がわかる講義要録、授業概要等(審査と認定)

第4条 既修得単位等の認定は、本学における授業科目の授業担当教員等に意見を求めた上で教務委員会の審査を経て学長が決定する。(成績の評価等)

第5条 既修得単位等によって単位を認定した授業科目の成績評価は、「認定」とし、成績簿に表示して当該学生に通知する。

(改 廃)

第6条 この細則の改廃は、総務会の議を経て学長が行う。

附 則

1. この細則は、平成13年7月18日から実施する。
2. 第3条で規定する申請書等の提出期限は、平成13年度にあつては、10月末日とする。
3. 平成16年度までの間は、第2年次以降の学生が第3条で定めた手続きによって認定を申請することを認める。この場合、申請書等の提出期間は、年度の授業開始日から4月末日までの間とする。
4. この細則は、平成16年11月17日から実施する。
5. この細則は、平成18年6月21日から実施する。
6. この細則は、平成22年5月26日から実施する。
7. この細則は、平成27年4月1日から実施する。

新潟医療福祉大学休学の取扱いに関する規程

(趣 旨)

第1条 新潟医療福祉大学学則（以下「学則」という）第34条及び第35条の規定に基く休学の取扱いに関しては、学則に定めるもののほか、この規程の定めるところによるものとする。

(休学の理由)

第2条 休学願の対象となる理由は、次の各号の一に該当する場合とする。

- (1) 心身の疾病等、健康上の理由
- (2) 家族の看病、介護等、家庭の都合
- (3) 学則第39条に定める留学に該当しない国内、国外での学習、調査、研究活動への従事
- (4) 学芸、スポーツ等の学外活動への従事
- (5) その他休学することが適当であると判断される場合

(休学の手続)

第3条 休学しようとする学生は、所定の休学願書を学長に提出し、その許可を受けなければならない。

- 2 心身の疾病等、健康上の理由により、前項の許可を受けようとする場合は、医師の診断書を添付しなければならない。
- 3 学生からの休学願がない場合にあっても、心身の疾病のため修業することが適当でないと認められる学生については、教授会の議を経て、学長が休学を命ずることができる。
- 4 休学願における休学開始の起算日は、休学願書の提出日から4週間前まで遡及することができるものとする。

(復学の手続)

第4条 学則第35条第4項の規定により、休学期間の途中で復学を希望する場合は、所定の復学願書を学長に提出し、その許可を得て復学することができる。

- 2 心身の疾病等、健康上の理由で休学中であった学生が、復学願を提出する場合には、医師の診断書を添付しなければならない。
- 3 休学期間を満了し、修学を再開する場合には、所定の復学届を学長に提出し、その許可を得て復学することができる。
- 4 復学した学生の学則第58条に定める授業料減免の扱いは、復学した月の前月限りで終了するものとする。

(改 廃)

第5条 この規程の改廃は、総務会の議を経て学長が行う。

附 則

この規程は、平成14年7月17日から施行する。

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

新潟医療福祉大学退学の手続に関する規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、新潟医療福祉大学学則第40条に規定する退学の手続に関し、必要な事項を定める。

(退学の手続)

第2条 退学を希望する学生は、所定の退学願書を、保証人連署のうえ提出し、学長の許可を受けなければならない。

(改 廃)

第3条 この規程の改廃は、総務会の議を経て学長が行う。

附 則

この規程は、平成14年7月17日から施行する。

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

新潟医療福祉大学除籍の運用に関する規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、新潟医療福祉大学学則（以下「学則」という。）第41条に規定する除籍の運用に関し、必要な事項を定める。

(授業料を納付しない学生の除籍)

第2条 学則第41条第1号に定める授業料を納付しない学生の取り扱いに関しては、納付の督促とともに、納付期限内に納付しない場合には除籍の措置となる旨の通告を行い、原則として、当該学期の末までに納付しない場合に、除籍の手続きを行うものとする。

(長期間行方不明の学生の除籍)

第3条 学則第41条第4号に定める長期間にわたり行方不明の学生の取り扱いに関しては、行方不明の状態で、2学期を通じて授業に1回の出席もない場合に、除籍の手続きを行うものとする。

(改 廃)

第4条 この規程の改廃は、総務会の議を経て学長が行う。

附 則

この規程は、平成14年7月17日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

新潟医療福祉大学転部および転科の取り扱いに関する規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、新潟医療福祉大学学則第37条に規定する転部および同第38条に規定する転科（以下「転科等」という。）の取扱いに関し、必要な事項を定める。

(転科等の出願)

第2条 転科等を志願する学生は、本学の指定する書類を提出し、所属学科長の承認を得なければならない。

2 転科等を志願する学生は、次に掲げる書類を揃え指定する期日までに志願先の学科長に前項の承認書を添えて、提出しなければならない。

- (1) 転部転科選考試験志願票（本学指定用紙）
- (2) 転部転科選考試験志願理由書（本学指定書式）
- (3) 転部転科選考試験受験票（本学指定用紙）
- (4) 成績証明書
- (5) その他、志望先学科が必要と定める書類

3 転科等の受入れ年次については、以下のとおりとする。

2年次転入：本学に1年以上在籍し、原則として31単位以上修得している者。
または見込みの者。

3年次転入：本学に2年以上在籍し、原則として62単位以上修得している者。
または見込みの者。

4 転科等の時期は、年度の初めとする。

5 転科等は在学期間中において1回限りとし、再度の転科等については認めない。

(転科等試験の公示)

第3条 転科等試験を実施する場合には、試験予定日の4週間前までに学内の掲示およびWeb掲示にて学生に告知することとする。

(転科等の選考試験および許可)

第4条 転科等の志願者に対する選考は、志望先の学科が行うものとし、その選考試験等については別に定める。

2 選考結果は、教授会の議を経て、学長が許可する。

(転科等の手続)

第5条 前条の選考により転科等を許可された者は、学籍異動手数料（20,000円）を指定された期日までに納入の上、転科等に必要の手続きをしなければならない。

(単位の認定)

第6条 転科等を許可された者が本学において修得した単位については、授業科目の授業担当教員等に意見を求めた上で教務委員会が審査を行い決定する。

(成績の評価等)

第7条 既修得単位等によって単位を認定した授業科目の成績評価は、「認定」とし、成績通知表に「認」と表示して当該学生に通知する。

(雑 則)

第8条 この規程に定めるもののほか、転科等に関して必要な事項は、別に定める。

(事 務)

第9条 転科等に関する事務は、事務局学務部学生課がこれにあたる。

(規程の改廃)

第10条 この規程の改廃は、総務会の議を経て学長がこれを行う。

附 則

この規程は、平成14年7月17日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年9月2日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年12月2日から施行する。

新潟医療福祉大学学生の懲戒に関する基準

(趣旨)

第1条 この基準は、学生の懲戒の内容等に関し必要な事項を定めるものとする。

(懲戒の種類及び意義)

第2条 新潟医療福祉大学学則第46条及び新潟医療福祉大学大学院学則第39条に規定する退学、停学、訓告とは、それぞれ次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 退学 本学における修学の権利を剥奪し、学籍関係を一方的に終了させる事をいう。
- (2) 停学 一定の期間、学生の教育課程の履修及び課外活動を禁止する事をいう。
- (3) 訓告 学生の行った行為を戒めて事後の反省を求め、将来にわたってそのようなことのないよう、口頭又は文書により注意することをいう。

2 停学の期間は、無期及び有期とし、無期の停学とは、期限を付さずに命じる停学をいい、有期の停学とは6ヶ月以内の期限を付して命じる停学をいう。

3 無期の停学の場合、当該学生の反省の度合い等を勘案の上、当該停学の解除の時期を決定する。ただし、当該解除の時期は、当該停学の開始の日から起算して6月以内とすることができない。

(嚴重注意)

第3条 前条に定めるもののほか、必要と認めたときは、当該学生に対し、嚴重注意を行うことができる。

2 嚴重注意は、訓告に至らないものであって、当該行為を嚴重に注意することをいう。

3 嚴重注意は、口頭又は文書により行うものとする。

(自宅謹慎)

第4条 学長は、その行為が第2条第1号又は第2号の懲戒に該当することが明白である場合には、当該学生に対し、懲戒処分が決定するまでの間、自宅謹慎を命ずることができる。

2 前項の規定により自宅謹慎を命じた場合で、懲戒処分が停学となったときは、当該自宅謹慎期間を停学期間に通算するものとする。

(退学の基準)

第5条 学生が、新潟医療福祉大学学則第46条第3項及び新潟医療福祉大学大学院学則第39条第3項に規定するもののほか、次の各号のいずれかに該当する行為を行った場合は、退学を命じることができる。

- (1) 本学の秩序を乱し、本学の教育研究活動を妨げる行為を行った場合
- (2) 学内又は学外において重大な非違行為を行った場合
- (3) 本学の規則等又は命令に違反する行為を行った場合
- (4) 本学が実施する試験等において、不正行為を行った場合
- (5) 情報倫理に反する行為を行った場合

(停学の基準)

第6条 学生が、次の各号のいずれかに該当する行為を行った場合は、停学を命じることができる。

- (1) 本学の秩序を乱し、本学の教育研究活動を妨げる行為を行った場合
- (2) 学内又は学外において重大な非違行為を行った場合
- (3) 本学の規則等又は命令に違反する行為を行った場合
- (4) 本学が実施する試験等において、不正行為を行った場合
- (5) 情報倫理に反する行為を行った場合

2 前項の停学の期間には、春季休業日、夏季休業日、冬季休業日その他休業日を含むものとする。

(訓告の基準)

第7条 学生が、次の各号のいずれかに該当する行為を行った場合は、訓告を命じることができる。

- (1) 学内又は学外において非違行為を行った場合

- (2) 本学の規則等又は命令に違反する行為を行った場合
- (3) 本学が実施する試験等において、不正行為を行った場合
- (4) 本学が実施する試験等において監督者の注意又は指示に従わなかった場合
- (5) 情報倫理に反する行為を行った場合
(悪質性及び重大性の判断)

第8条 第5条及び第6条において悪質と判断するときは、当該学生の主観的態様、当該行為の性質、当該行為に至る動機等を勘案の上判断するものとする。

- 2 第5条及び第6条において重大と判断するときは、当該行為により被害を受けた者の精神的苦痛を含めた身体的被害の程度、当該行為が社会に及ぼした影響等を勘案の上判断するものとする。ただし、当該行為による被害が物的被害に留まる場合であっても、当該物的被害が甚大なものである場合は、重大であると判断するものとする。

(懲戒の標準)

第9条 懲戒の標準は、別表左欄に掲げる行為の区分及び同表中欄に掲げる行為の種類に応じて、それぞれ同表右欄に掲げるものとする。

(試験等の無効)

第10条 第5条第4項、第6条第1項第4号又は第7条第3号及び第4号に規定する行為を行った学生に対しては、新潟医療福祉大学授業科目の履修の認定、試験及び成績評価に関する細則の定めるところにより、不正行為を行った試験等を無効とする。

- 2 学外実習において第5条第5項、第6条第1項第5号又は第7条第5項に規定する行為を行った学生に対しては、新潟医療福祉大学授業科目の履修の認定、試験及び成績評価に関する細則の定めるところにより、当該行為を行った実習を無効とする。

(停学の期間における措置)

第11条 当該学生の停学の期間中、当該学生の所属する学科等は、当該学生に対して面談等の教育的指導を行うものとする。

- 2 当該学生の停学の期間中、当該学生は、新たな履修登録の手続を行うことができない。
- 3 当該学生の停学の期間中、当該学生は、本学又は他の大学に入学を志願することができない。
- 4 停学期間は、在学期間には算入しない。ただし、2ヶ月以内の停学の場合に限り、この期間を在学期間に算入するものとする。

(その他)

第12条 懲戒処分を受けた者は、処分について学籍簿に記録として残すこととする。

- 2 懲戒処分を受けた者が本学奨学生制度の奨学生であった場合、直ちにその資格を失うものとする。

(雑則)

第13条 この基準に定めるものの他、学生の懲戒基準に関し必要な事項は、学生懲戒諮問委員会の議を経て、総務会及び大学院委員会が別に定める。

(改廃)

第14条 この基準の改廃は、総務会及び大学院委員会の議を経るものとする。

附 則

この基準は、平成21年10月7日から施行する。

附 則

この基準は、平成25年12月4日から施行する。

附 則

この基準は、平成26年8月6日から施行する。

別表（第9条関係）

懲戒の標準

区分	行為の種類	懲戒の標準
犯罪行為等	殺人、強盗、強姦等の凶暴な犯罪行為又は犯罪未遂行為	退学
	傷害行為	退学又は停学
	薬物犯罪行為	退学又は停学
	窃盗、万引き、詐欺、他人を傷害するに至らない暴力行為等の犯罪行為	退学、停学又は訓告
	痴漢行為（覗き見、盗撮行為、その他迷惑行為を含む。）	退学、停学又は訓告
	ストーカー行為	退学、停学又は訓告
	コンピュータ又はネットワークの不正使用で悪質な場合	退学又は停学
	コンピュータ又はネットワークの不正使用	停学又は訓告
交通事故	死亡又は高度な後遺症を残す人身事故を伴う交通事故を起こした場合で、その原因行為が無免許運転、飲酒運転、暴走運転等の悪質な場合	退学
	人身事故を伴う交通事故を起こした場合で、その原因行為が無免許運転、飲酒運転、暴走運転等の悪質な場合	退学又は停学
	無免許運転、飲酒運転、暴走運転等の悪質な交通法規違反	停学又は訓告
	死亡又は高度な後遺症を残す人身事故を伴う交通事故を起こした場合で、その原因行為が前方不注意等の過失の場合	停学
	人身事故を伴う交通事故を起こした場合で、その原因行為が前方不注意等の過失の場合	停学又は訓告
試験不正行為	本学が実施する試験等における不正行為で身代わり受験等の悪質な場合	退学又は停学
	本学が実施する試験等における不正行為でカンニング等の不正行為	停学又は訓告
	本学が実施する試験等において、監督者の注意又は指示に従わなかった場合	訓告
	本学が実施する試験等における不正行為で処分を受けたものが、再度不正行為を行った場合	退学又は停学
情報倫理	名誉棄損、人権侵害、誹謗中傷に関する行為	退学、停学又は訓告
	公序良俗に反する行為	退学、停学又は訓告
	個人のプライバシー及び肖像権を侵害する行為	退学、停学又は訓告
	学外実習における個人情報保護に関する規程及び学外実習における個人情報保護に関する方針に基づいて学科により行われる教育・指導に反する行為	退学、停学又は訓告
	担当教員の承諾を得ず、無断で授業（演習や実習を含む）を録音・撮影する行為及び無断で録音・撮影された音声・画像・動画の情報発信を行う行為	退学、停学又は訓告
	その他、法令又は社会的通念に反する情報発信	退学、停学又は訓告
その他の行為	本学の教育研究又は管理運営を著しく妨げる暴力的行為	退学、停学又は訓告
	本学が管理する建造物への不法侵入又はその不正使用もしくは占拠	退学、停学又は訓告
	本学が管理する建物又は器物の破壊、汚損、不法改築等	退学、停学又は訓告
	本学構成員に対する暴力行為、威嚇、拘禁、拘束等	退学、停学又は訓告
	ハラスメントに当たる行為	退学、停学又は訓告

新潟医療福祉大学奨学金規程

第1章 総則

(目的と定義)

第1条 新潟医療福祉大学奨学金（以下「奨学金」という。）は経済的理由により就学困難である者に対し奨学金を給付することにより、その者の就学を支援することを目的とするものである。

2 新潟医療福祉大学（以下「本学」という。）から奨学金の給付を受ける者を新潟医療福祉大学奨学生（以下「奨学生」という。）という。

(奨学生申請者の資格)

第2条 本学の奨学生として申請する者は、次の各号を満たさなければならない。

(1) 新潟医療福祉大学各学部在籍する2年生、3年生または4年生の者。

(2) 学業・人物ともに優秀であって、学費の支弁が困難な者。

2 申請者の世帯における主たる家計支持者の前年収入または所得が次の基準額を超える場合は奨学金の申請をすることができない。なお、申請者が独立して生計を営んでいる場合は、申請者本人を主たる家計支持者とする。

(1) 給与所得者：収入841万円

(2) 給与所得者以外：所得355万円

3 主たる家計支持者に給与収入と給与以外の収入がある場合は、主たる家計支持者の前年収入および所得が前項の各基準額において占める割合の合計が100パーセント以下でなければ奨学金の申請をすることができない。

(奨学金の内容)

第3条 奨学生は申請のあった者の内、選考のうえ採用された30名とする。

2 本学の選考により奨学生として採用された者に給付される奨学金は25万円とする。

3 給付された奨学金は授業料等（授業料、施設設備金、実験実習料）に使用しなければならない。

(奨学金の給付ならびに対象期間)

第4条 奨学金は採用された年度を対象期間として、一括にて給付する。

第2章 奨学生の採用と奨学金の交付

(奨学生申請書および所得証明書の提出)

第5条 奨学生申請者は、正保証人と連署した本学所定の奨学生申請書と、申請者本人ならびに家計支持者全員の所得証明書を提出しなければならない。

家計支持者とは、原則として父母またはこれに代わる者とする。

(奨学生の採用)

第6条 奨学生の採用は、奨学生選考委員会を経て学長がこれを決定する。

2 前項の奨学生選考委員会は、学長の指名により組織する。

3 奨学生の採用を決定したときは、書面にて本人に通知する。

4 前項の通知を受けた者は、本学所定の誓約書を提出しなければならない。

5 奨学生の採用は年度ごとに1回行うものとする。

(奨学金の交付)

第7条 奨学金の給付は、本人名義の郵便局通常貯金口座に振り込むことで行うものとする。

(奨学生の異動届出)

第8条 奨学生は、採用された年度において次の各号の一に該当する場合は、直ちに届け出なければならない。

- (1) 休学、復学、転学、留学または退学したとき
- (2) 停学その他処分を受けたとき
- (3) 正保証人を変更したとき
- (4) 本人または正保証人の氏名、住所その他重要な事項に変更があったとき
(給付前の学籍異動、留学による取扱い)

第9条 奨学生が奨学金の給付前に転学または退学したときは、採用を辞退したものとみなす。

2 奨学生が奨学金の給付前に休学したときは、復学まで給付を休止する。ただし、採用年度末日までに復学しなかった場合は、その時点で採用を辞退したものとみなす。

3 奨学生が奨学金の給付前に留学した場合であっても、学則第39条に定める留学の場合は給付するものとする。

(奨学金の返還について)

第10条 奨学生の学業または性行などの状況に大きな問題があると認められたときは、それ以後の期間に当たる奨学金の返還を求めることがある。

(奨学金の採用の取消について)

第11条 奨学生が次の各号の一に該当すると認められる場合は、奨学金の採用がなかったものとして取扱い、すでに給付が行われている場合、その全額を返還させるものとする。

- (1) 学業成績または性行が不良となったとき
- (2) 奨学生としての責務を怠り、奨学生として適当でないとき
- (3) 奨学金申請書に記入すべき事項を故意に記入せず、または虚偽の記入をしたことにより奨学生になったことが判明したとき
- (4) その他、採用を取り消すことが相当と認められたとき

附 則

この規程は、平成17年7月6日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年11月19日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年5月28日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年5月30日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年9月25日から施行する。

新潟医療福祉大学学資融資奨学金規程

第1章 総則

(目的と定義)

第1条 新潟医療福祉大学学資融資奨学金（以下「奨学金」という。）は経済的理由により就学困難である者に対し奨学金を給付することにより、その者の就学を支援することを目的とするものである。

2 新潟医療福祉大学（以下「本学」という。）から奨学金の給付を受ける者を新潟医療福祉大学学資融資奨学生（以下「奨学生」という。）という。

(奨学生申請者の資格)

第2条 本学の奨学生として申請する者は、次の各号を満たさなければならない。

(1) 新潟医療福祉大学の各学部在籍する者。

(2) 学費の支弁が困難である者。

2 申請者の世帯における主たる家計支持者の前年収入または所得が次の基準額を超える場合は奨学金の申請をすることができない。なお、申請者が独立して生計を営んでいる場合は、申請者本人を主たる家計支持者とする。

(1) 給与所得者 : 収入841万円

(2) 給与所得者以外: 所得355万円

3 主たる家計支持者に給与収入と給与以外の収入がある場合は、主たる家計支持者の前年収入および所得が前項の各基準額において占める割合の合計が100パーセント以下でなければ奨学金の申請をすることができない。

(奨学金の内容)

第3条 奨学生は申請のあった者の内、選考のうえ50名を上限とし採用する。

2 本学の選考により奨学生として採用された者に給付される奨学金は、融資元本300万円を上限とする各人が利用している教育ローンの当該年度の利子相当額とする。

ただし、融資金利は（独）日本学生支援機構の当該年度4月の基本月額・利率固定方式による金利（1.25%を下回るときは1.25%とみなす）に2を乗じた金利を上限として計算する。

(奨学金の給付ならびに対象期間)

第4条 奨学金は採用された年度を対象期間として、給付する。

第2章 奨学生の採用と奨学金の交付

(奨学生申請書および所得証明書の提出)

第5条 奨学生申請者は、正保証人と連署した本学所定の奨学生申請書と、利子額の確認書類、申請者本人ならびに家計支持者全員の所得証明書を提出しなければならない。

家計支持者とは、原則として父母またはこれに代わる者とする。

(奨学生の採用)

第6条 奨学生の採用は、奨学生選考委員会を経て学長がこれを決定する。

2 前項の奨学生選考委員会は、学長の指名により組織する。

3 奨学生の採用を決定したときは、書面にて本人に通知する。

4 前項の通知を受けた者は、本学所定の誓約書を提出しなければならない。

5 奨学生の採用は年度ごとに1回行うものとする。

(奨学金の交付)

第7条 奨学金の給付は、本学が指定する金融機関の本人名義口座に振り込むことで行うものとする。

(奨学生の異動届出)

第8条 奨学生は、採用された年度において次の各号の一に該当する場合は、直ちに届け出なければならない。

- (1) 休学、復学、転学、留学または退学したとき
- (2) 停学その他処分を受けたとき
- (3) 正保証人を変更したとき
- (4) 本人または正保証人の氏名、住所その他重要な事項に変更があったとき
(給付前の学籍異動、留学による取扱い)

第9条 奨学生が奨学金の給付前に転学または退学したときは、採用を辞退したものとみなす。

2 奨学生が奨学金の給付前に休学したときは、復学まで給付を休止する。ただし、採用年度末日までに復学しなかった場合は、その時点で採用を辞退したものとみなす。

3 奨学生が奨学金の給付前に留学した場合であっても、学則第39条に定める留学の場合は給付するものとする。

(奨学金の返還について)

第10条 奨学生の学業または性行などの状況に大きな問題があると認められたときは、それ以後の期間に当たる奨学金の返還を求めることがある。

(奨学生の採用の取消について)

第11条 奨学生が次の各号の一に該当すると認められる場合は、奨学生の採用がなかったものとして取扱い、すでに給付が行われている場合、その全額を返還させるものとする。

- (1) 学業成績または性行が不良となったとき
- (2) 奨学生としての責務を怠り、奨学生として適当でないとき
- (3) 奨学金申請書に記入すべき事項を故意に記入せず、または虚偽の記入をしたことにより奨学生になったことが判明したとき
- (4) その他、採用を取り消すことが相当と認められたとき

(改 廃)

第12条 この規程の改廃は、総務会の議を経て理事会に諮らなければならない。

附 則

この規程は、平成20年7月23日から施行する

附 則

この規程は、平成22年5月28日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年9月22日から施行する

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年1月24日から施行し、平成28年度奨学生から適用する。

附 則

この規程は、平成29年9月25日から施行する。

新潟医療福祉大学図書館利用規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、新潟医療福祉大学図書館規程第7条に基づき、新潟医療福祉大学図書館（以下「図書館」という。）の利用について定めるものとする。

(利用者)

第2条 図書館を利用できる者は、次の通りとする。

- (1) 本学の教職員
- (2) 本学の学生及びこれに準ずる者
- (3) 本学の教職員であった者
- (4) その他、館長が許可した者

(開館時間)

第3条 開館時間は次の通りとする。ただし、必要に応じて変更することがある。

平日 午前9時から午後9時まで
土曜日 午前9時から午後5時まで

(休館日)

第4条 休館日は次の通りとする。ただし、必要に応じて変更することがある。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律に定める日
- (3) 夏季及び冬季休業期間中の一定期間
- (4) 蔵書点検等に必要期間

(入館手続き)

第5条 利用者は、図書館に入るときは所定の手続きを経るものとする。

(館内利用)

第6条 利用者は、館内に所蔵する図書館資料を自由に閲覧することができる。ただし、視聴覚資料等は所定の手続きを経て、特定された場所で利用するものとする。

(館外利用)

第7条 利用者は、館内に所蔵する図書館資料を、所定の手続きを経て、館外で利用することができる。ただし、貸出冊数と期間については必要に応じ変更することがある。

- (1) 本学の教職員並びに大学院生 : 図書10冊、1ヶ月間
- (2) 本学の大学院生を除く学生及びこれに準ずる者 : 図書10冊、2週間
- (3) その他、カードの発行を受けた者 : 図書3冊、2週間

2 貸出を受けた者は、当該図書館資料に予約者がいない場合に限り、所定の手続きを経て、貸出期間を更新することができる。

3 貸出を受けた者は、当該図書館資料を転貸してはならない。

(帯出禁止資料)

第8条 次に定める図書館資料は館外に持ち出すことができない。ただし、館長が特に必要と認めて許可した場合はこの限りではない。

- (1) 貴重図書
- (2) 参考図書
- (3) 視聴覚資料
- (4) 新聞及び逐次刊行物
- (5) その他、館長が特に指定した図書館資料

(相互利用)

第9条 本学の教職員並びに学生及びこれに準ずる者は、図書館を通じて他大学図書館等へ、閲覧、借用及び文献複写を申込みことができる。

2 他大学図書館等からの相互利用の申込みがあった場合は、学内に支障のない限り、これに応ずるものとする。

3 相互利用について必要な事項は、別に定める。

(図書館資料の複写)

第10条 図書館資料の複写については、別に定める。

(弁済責任)

第11条 故意又は重大な過失により、図書館の設備・備品等を損傷したとき、又は図書館資料を紛失、汚損、破損したときは、直ちに図書館に届け出た上で、その損害を賠償しなければならない。

(規律の保持)

第12条 利用者は図書館員の指示に従うほか、次の事項を守らなければならない。

(1) 館内では静粛にし、他の利用者の迷惑になるような行為はしないこと

(2) 館内では飲食しないこと

(3) 図書館資料や設備、備品等を大切に扱うこと

(利用停止)

第13条 この規程に違反した者に対しては、利用の停止や、退館を命ずることができる。

(補 足)

第14条 この規程に定めるもののほか、図書館の利用に関し必要な事項は、館長が別に定める。

(改 廃)

第15条 この規程の改廃は、総務会の議を経て学長が行う。

附 則

この規程は、平成13年7月2日から施行する。

この規程は、平成17年4月4日から施行する。

この規程は、平成25年2月6日から施行する。

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

この規程は、2023年4月1日から施行する。

新潟医療福祉大学施設等使用規則

(趣 旨)

第1条 この規則は、新潟医療福祉大学学則第64条第2項の規定に基づき、新潟医療福祉大学（以下「本学」という。）の施設設備又は備品（以下「施設等」という。）の使用に関し、必要な事項を定める。

(施設等の使用)

第2条 本学の教職員、学生又は学生団体が施設等を使用しようとするときは、別記様式の施設等使用願を学長に提出し、その許可を受けなければならない。ただし、教職員が本務で施設等を使用しようとするときは、この限りでない。

(遵守事項)

第3条 許可された使用者が、施設等を使用する場合には、別に定める本学の施設等使用細則を遵守するとともに、本学関係職員の指示に従わなければならない。

(使用中止命令等)

第4条 学長は、施設等の使用が次の各号の一に該当すると認めるときは、施設等の使用を制限し、又は使用の中止を命ずることができる。

- (1) 使用者がこの使用規則に違反したとき
- (2) 本学の教育研究に支障を生じ、又はそのおそれがあるとき
- (3) 本学の管理運営上に支障を生じ、又はそのおそれがあるとき

(損傷等の届出及び弁償責任)

第5条 使用者は、施設等を損傷、汚損又は滅失（以下「損傷等」という。）したときは、速やかに学長に届けなければならない。

2 前項の損傷等が使用者の故意又は過失により生じたときは、その損害を弁償しなければならない。

(改 廃)

第6条 この規則の改廃は、総務会の議を経て学長が行う。

附 則

この規則は、平成13年7月12日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

新潟医療福祉大学施設等使用細則

(趣 旨)

第1条 この細則は、施設等使用規則第3条の規定に基づき、新潟医療福祉大学の施設等の使用に関し、使用者が守るべき事項等を定める。

(使用許可期間等)

第2条 施設等の使用許可対象期間は、通年とする。ただし、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、夏季及び年末年始における大学休業期間は、使用許可対象期間から除くものとする。

2 施設等の使用許可時間は、午前9時から午後8時までの間を原則とし、夏期休暇等の長期休暇期間は、午前9時から午後4時までの間とする。ただし、教育研究に支障をきたすときは、その時間帯を除く。

3 前2項の規定にかかわらず、学長が特に必要と認めたときは、使用許可対象期間又は使用許可時間を変更して使用を許可することができる。

(使用手続)

第3条 施設等の使用責任者（学友会所属のクラブは除く。）は、施設等を使用しようとする初日の10日前までに施設等使用願を学長に提出し、その許可を受けなければならない。

2 学友会所属のクラブによる施設等の使用については、学期の初めに各クラブが当該学期間の使用計画書を学友会運営委員会に提出し、学友会運営委員会の使用調整会議を経て、学長が許可する。

(遵守事項)

第4条 施設等の使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 第2条第3項の規定により、施設等の使用を許可された使用責任者が施設等を使用するときは、所定の施設使用簿に必要事項を記入の上、総務課窓口へ提出すること

施設使用責任者は、施設使用を終了後、直ちに鍵を総務課窓口へ返却すること

(2) 許可された使用目的以外に使用しないこと

(3) 施設等の保全に努め、特に火気の取り扱いに注意するとともに、使用時間を守り、騒音防止に努めること

(4) 使用後は窓の閉鎖、整理整頓、清掃、火気の点検、消灯、施錠等を励行すること

(5) その他管理運営責任者の指示に従うこと

(使用許可の取消し)

第5条 学長は、施設等の使用を許可された者又は団体が、前条に定める事項を遵守しないときは、使用許可を取り消すことができる。

(改 廢)

第6条 この細則の改廢は、総務会の議を経て学長が行う。

附 則

この細則は、平成13年7月12日から施行する。

附 則

この細則は、平成27年4月1日から施行する。

新潟医療福祉大学体育施設使用細則

(趣 旨)

第1条 この細則は、新潟医療福祉大学施設等使用規則第3条の規定に基づき、本学体育施設（以下「体育施設」という。）の使用に関し、必要な事項を定める。

(体育施設)

第2条 本学における体育施設とは、次に掲げるものとする。

- (1) 第1体育館
- (2) 第2体育館
- (3) 第3体育館（2階トレーニングセンター及びランニングコースを含む）
- (4) 屋内プール
- (5) 陸上競技グラウンド（屋内走路を含む）
- (6) 硬式野球グラウンド（屋内練習場を含む）
- (7) テニスコート
- (8) 多目的体操場
- (9) 第2トレーニングセンター
- (10) クラブハウス
- (11) その他

2 前項第4号の使用細則は別途定めるものとする。

(使用目的)

第3条 体育施設は、次に掲げる目的に使用するものとする。(優先使用順位)

- (1) 本学の正課授業
- (2) 本学の主催する行事
- (3) 本学の学生の強化指定クラブ活動
- (4) 本学の学生のクラブ活動
- (5) 本学の学生のサークル活動・教職員のレクリエーション活動
- (6) その他本学が適当と認めた事業等

(使用者の範囲)

第4条 体育施設を利用できるものは、次に掲げるものとする。

- (1) 本学の学生および教職員
- (2) その他、学長が適当と認めたもの

(使用期間および使用時間等)

第5条 使用期間および使用時間等については、新潟医療福祉大学施設等使用細則第2条によるものとする。

(使用手続き)

第6条 使用手続きについては、新潟医療福祉大学施設等使用細則第3条によるものとする。但し、授業等で使用されていない時に限り、第1体育館、第2体育館及び第3体育館（2階トレーニングセンター及びランニングコースを除く）の使用を希望する場合は、大学事務局備え付けの体育館使用申込書を提出し、その許可を受けることにより使用することができる。

2 授業等で使用されていない時に限り、第3体育館2階トレーニングセンター及び第2トレーニングセンターの使用を希望する場合は、あらかじめ講習会又はこれに準じるものと認められる指導を受講し、備え付けの利用簿に必要事項を記入することで使用することができる。その際、受講証を携行し、求めに応じて提示又は掲示しなければならない。

(遵守事項)

第7条 施設等の使用者は、新潟医療福祉大学施設等使用細則第4条によるほか、次の事項について遵守するものとする。

- (1) 許可された使用日および使用時間を厳守すること（特に使用時間は予定時間の10分前には終了すること）
- (2) 使用を許可されたもの以外の使用は認められないこと
- (3) 体育館での授業中は、授業関係者以外のものは入館できないこと（但し、特に禁止する場合を除き第3体育館2階ランニングコースは使用できる）
- (4) 体育館、多目的体操場、トレーニングセンター、クラブハウス内多目的室は、土足厳禁とする
- (5) 火気は使用しないこと
- (6) 体育施設すべてについて禁煙とする
- (7) 使用后、体育館は、必ずモップをかけ、グラウンド及びテニスコートはレーキをかけ、その保全に努めること
- (8) 貴重品等は、各自責任を持って保管し、盗難防止に努めること
- (9) 更衣室及び更衣ロッカー、靴箱等は占有しないこと、又体育館玄関付近に靴を放置しないこと
- (10) シャワーは清潔に使用し、使用後は温水器のスイッチを確実に切ること
- (11) 体育館の照明器具の点灯については、必要な部分のみを点灯し、無駄な電力の消費を避けること
- (12) 体育施設を汚損するような行為をしないこと
- (13) 備品等を使用した場合には、数を確認し、所定の場所に格納すること
- (14) 使用後は、照明施設の消灯、換気窓の閉鎖、及び更衣室、用具室等の窓の施錠、フィットネス器具の消灯、テニスコートの施錠等を確実にすること
- (15) 体育施設及びその周辺への自転車やバイクの乗り入れ、乗用車の駐車は厳禁とし、必ず所定の位置に駐輪、駐車すること
- (16) その他、体育担当者から提示されている「体育施設等使用上の注意」を守ること
- (17) 長期休業中における合宿等については、別に定めるものとする
(使用許可の取消し)

第8条 使用許可の取り消しについては、新潟医療福祉大学施設等使用細則第5条によるものとする。

附 則

この細則は、平成13年7月12日から施行する。

附 則

この細則は、平成18年5月10日から施行する。

附 則

この細則は、平成21年6月3日から施行する。

附 則

この細則は、平成27年2月2日から施行する。

新潟医療福祉大学屋内プール使用細則

(趣 旨)

第1条 この細則は、新潟医療福祉大学施設等使用規則第3条の規程に基づき、本学屋内プールの使用に関し、必要な事項を定める。

(屋内プール)

第2条 本学における屋内プールとは、次に掲げるものとする。

- (1) 屋内プール（ワールプール・シャワー室・トイレ・更衣室を含む）
- (2) 屋内プール周辺
- (3) 屋内プール器具庫
- (4) 屋内プール付属設備

(使用目的)

第3条 屋内プールは、次に掲げる目的に使用するものとする（優先使用順）。

- (1) 本学の正課授業
- (2) 本学の主催する行事
- (3) 本学の学生の強化指定クラブ活動
- (4) その他本学が適当と認めた事業等

(使用者の範囲)

第4条 屋内プールを利用できるものは、次に掲げるものとする。

- (1) 本学の学生および教職員
- (2) その他、学長が適当と認めた者

(使用期間および使用時間等)

第5条 使用期間および使用時間等については、新潟医療福祉大学施設等使用細則第2条によるものとする。

(使用手続き)

第6条 使用手続きについては、新潟医療福祉大学施設等使用細則第3条によるものとする。

(遵守事項)

第7条 施設等の使用者は、新潟医療福祉大学施設等使用細則第4条によるほか、次の事項について遵守するものとする。

- (1) 許可された使用目的および使用時間を厳守すること（特に使用時間について予定時刻の10分前には終了すること）
- (2) 許可された者以外の使用は認められないこと
- (3) 屋内プールでの授業およびクラブ活動中は、関係者以外の者は立ち入りできないこと
- (4) 屋内プール内は、全て土足厳禁とする
- (5) プール入水前には必ずシャワーを浴び、入水時には水着・水泳用キャップを着用し、アクセサリ類は外すこと
- (6) 火気は使用しないこと
- (7) 特別に許可された場合をのぞき、屋内プール内で飲食はしないこと
- (8) 水中窓の設置されている地下には、許可された者以外は立ち入らないこと
- (9) 施設内すべてについて禁煙とすること
- (10) 更衣室にはできる限り水滴を持ち込まないように心がけること
- (11) 使用後は、プールサイド・ワールプール・更衣室・シャワー室・トイレ等、プール建物内の掃除を行い、その保全に努めること

- (12) 貴重品等は、各自責任を持って保管し、盗難防止に努めること
- (13) 更衣室及び更衣ロッカー、靴箱等は占有しないこと。また更衣室入口付近に靴を放置しないこと
- (14) シャワーでは原則としてシャンプー・リンス・石鹸などは使用しないこと
- (15) プールの照明器具の点灯については、無駄な電力の消費を避けること
- (16) プール施設を汚損するような行為をしないこと
- (17) 備品等を使用した場合には、数を確認し、所定の場所に格納すること
- (18) 使用後は、照明器具の消灯、ドアの閉鎖、及び更衣室、器具庫等の窓の施錠を確実にこなうこと

(プール管理)

第8条 プールの管理について次に掲げる事項に準じてこなうものとする。

- (1) プールにおける安全かつ衛生的な維持管理および運営を確保するため、管理責任者、副管理責任者、管理補助者を置く。この場合において、管理責任者はプールにおける安全及び衛生についての知識および技能を持つものであることとする。
- (2) プール水は常に消毒し、25mプールは電解促進剤（精製塩）を、ワールプールは塩素薬剤（次亜塩素酸ナトリウム）を用いて消毒をこなうものとする。なお、水質管理は、文部科学省が定めるプール管理の水質基準に基づいておこない、定期的に委託専門業者によってこなうものとする。
- (3) 循環濾過方式の浄化装置を常に稼働することにより、プール内の浮遊物等を除去するものとする。
- (4) プール水の温度は原則として摂氏28度から31度までの範囲内、プールサイドの湿度は50%から70%の範囲内になるよう配慮するものとする。

(使用許可の取消し)

第9条 使用許可の取り消しについては、新潟医療福祉大学施設等使用細則第5条によるものとする。

(改 廢)

第10条 この細則の改廢は総務会の議を経て学長が行う。

附 則

この細則は、平成18年12月6日から施行する。

附 則

この細則は、平成27年4月1日から施行する。

新潟医療福祉大学学友会会則

新潟医療福祉大学学友会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は新潟医療福祉大学学友会と称する。

第2条 この団体を次の所在地に置く。新潟県新潟市北区島見町1398番地

(目的)

第3条 本会は、文化活動、スポーツ活動並びに地域活動を通じて、学生相互の親睦、資質の向上及び健康の増進を図り、明るい学園生活の発展に寄与することを目的とする。

第2章 組織の活動

(活動)

第4条 本会は、学生の自治的な活動をもって、よりよい学園生活を実現し、豊かにするために、次の活動を行う。

- (1) 学内の生活及び学習環境等の向上に関すること。
- (2) クラブ・サークル活動の支援に関すること。
- (3) 大学祭等の行事の企画運営に関すること。
- (4) 県人会活動の支援に関すること。
- (5) 地域社会への協力・貢献に関すること。
- (6) その他、本会の目的の達成に関すること。

第3章 組織及び役員

(組織)

第5条 本会は、本学学生を会員として組織する。

(役員)

第6条 本会に、次の役員を置く。

- | | |
|--------------|----|
| (1) 会長 | 1名 |
| (2) 相談役 | 5名 |
| (3) 副会長 | 2名 |
| (4) 総務 | 1名 |
| (5) 会計 | 1名 |
| (6) クラブ・サークル | 1名 |

(会長及び副会長)

第7条 会長は、3年生の会員(原則として役員)の中より選出し、任期は1年(4月から翌年3月まで)とする。

2 会長は、会務を統轄する。

3 副会長は、2年生から2名を会長が任命し、任期は1年(4月から翌年3月まで)とする。また、副会長は、会長を補佐するとともに、会長に事故あるときはその任務を代行する。

(その他の役員)

第8条 総務は、2年生から会長が任命し、任期は1年(4月から翌年3月まで)とする。また、会長及び副会長が兼任することができる。

2 会計は、会長、副会長及び他の役員を除く1年又は2年の会員の中から会長が任命し、任期は1年(4月から翌年3月)までとする。

- 3 クラブサークルは、2年生から会長が任命し、任期は1年（4月から翌年3月）までとする。
- 4 相談役は、3年生から会長が任命し、任期は1年（4月から翌年3月）までとする。2年時に役職に就いた者を基本として構成する。
- 5 役員に欠員が生じた場合は、補充するものとする。ただしこの場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

（顧問）

第9条 本会に顧問を3名置き、本学学生部長の推薦により本学教職員の中から会長が委嘱する。

- 2 顧問は、本会の指導及び助言を行う。

第4章 会議

（総会）

第10条 総会は、本会の会員を持って構成する。ただし顧問は、オブザーバーとして参加できるものとする。

- 2 毎年4月または5月に定期総会を開催し、予算、決算、規約の制定改廃、その他重要事項を審議する。
- 3 運営委員会からの要請がある時、又は3分の1以上の会員から要請がある時は、臨時総会を開催する。
- 4 総会は、会長が招集し、議長となる。
- 5 総会は、原則として委任状を含め20分の1以上の出席をもって成立し、その議決は、出席者の過半数をもって行う。

（運営委員会）

第11条 本会に運営委員会を置き、会長、副会長、学科委員、会計で構成する。

- 2 運営委員会には委員長を置き、会長が兼ねる。
- 3 運営委員会は、総会に諮る事項を審議するとともに、本会の活動に関する事項を審議し執行する。
- 4 会議は、委員長が召集し、議長となる。
- 5 会議は、過半数以上の運営委員会委員の出席をもって成立し、その議決は、出席者の過半数をもって行う。

（小委員会）

第12条 運営委員会は、必要に応じて小委員会を置くことができる。

第5章 クラブ・サークル

（クラブ設置）

第13条 クラブは10名以上、サークルは3名以上の部員をもって組織するものとする。クラブ・サークルの設立は学友会・学友会顧問・学生課での審議を経なければならない。

（クラブの部長・会計）

第14条 クラブ・サークルは、部長・副部長・会計1名を置かななければならない。

（クラブ顧問）

第15条 クラブ・サークルにはクラブ・サークル顧問を置き、教職員の中から部員が推薦し、会長がこれを委嘱する。

（クラブ・サークルの廃止）

第16条 本会の目的に違反した行為があった場合、又はクラブ・サークルの活動が困難な状態に至った場合は、学友会・学友会顧問・学生課で審議し、クラブ・サークルを廃止することができる。

第6章 会計

(収入・経費)

第17条 本会の経費は、会費、寄付金及びその他の収入をもってこれにあてる。

(会費)

第18条 会費は、年額3,600円とする。

(会計年度)

第19条 本年の会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

(予算執行)

第20条 本回の予算の執行は、学友会会計が行う。

(会計担当)

第21条 会計担当は、年度内に期日を決めて会計監査を行い、その結果を会員に報告しなければならない。

附 則

1. 本会の設立年月日は平成13年4月1日とする。
2. この会則は、平成13年5月30日から施行し、平成13年4月1日から適用する。
3. 平成13年度の会長、および副会長は、第5条第1項の規定にかかわらず、学科委員の中から互選により選出する。今回の設立総会において承認を得るものとする。ただしその任期は、平成13年5月30日から平成14年3月31日までとする。
4. 平成13年度学科委員は第6条第1項の規定にかかわらず、各基礎ゼミグループの代表の中から互選により選出する。ただしその任期は、平成13年5月30日から平成14年3月31日までとする。
5. 平成13年度のクラブ設立は、5人以上の部員をもって組織する。
6. 平成13年度のクラブ設立は、6月と10月とする。
7. 平成13年度の会費は7月から徴収する。
8. この会則は、平成14年5月18日から施行する。
9. この会則は、平成18年1月19日から施行する。
10. この会則は、平成20年2月28日から施行する。
11. この会則は、平成23年6月1日から施行する。
12. この会則は、令和元年5月13日から施行する。
13. この会則は、令和4年5月25日から施行する。
14. この会則は、令和5年4月1日から施行する。